

(2) 分析項目

○ 「埋立処分に係る分析項目」

有害物質等	略号	排出事業者 (処理業者を除く)		処理業者		
		初 回	継 続	初 回	継 続	中間報告
アルキル水銀化合物	A-Hg	◎	●	◎	○	—
水銀又はその化合物	T-Hg	◎	◎ ※1	◎	◎ ※1	○
カドミウム又はその化合物	Cd	◎	○	◎	○	○
鉛又はその化合物	Pb	◎	○	◎	○	○
有機燐化合物	org-P	◎	●	◎	○	—
六価クロム化合物	Cr ⁶⁺	◎	○	◎	○	○
砒素又はその化合物	As	◎	○	◎	○	○
シアン化合物	CN	◎	○	◎	○	○
ポリ塩化ビフェニル	PCB	◎	●	◎	○	—
トリクロロエチレン	TC	○	● ※2	○	○	● ※2
テトラクロロエチレン	PER	○	● ※2	○	○	● ※2
ジクロロメタン	DM	●	●	○	●	—
四塩化炭素	CTC	●	●	○	●	—
1, 2-ジクロロエタン	12DE	●	●	○	●	—
1, 1-ジクロロエチレン	11DE	●	●	○	●	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	cis12DE	●	●	○	●	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	MC	●	●	○	●	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	112TE	●	●	○	●	—
1, 3-ジクロロプロペン	13DP	●	●	○	●	—
チウラム	TRM	●	●	○	●	—
シマジン	CAT	●	●	○	●	—
チオベンカルブ	TBC	●	●	○	●	—
ベンゼン	Bz	●	●	○	●	—
セレンまたはその化合物	Se	●	●	◎	●	—
1, 4-ジオキサン	14DO	●	●	○	●	—
ダイオキシン類	Dxn	◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験	—	必ず行ってください。				

「初回」とは、南本牧処分場に初めて搬入する場合を言います。また、「継続」とは、「初回」の承認期限が切れた後に継続して南本牧処分場に搬入する場合を言います。

凡例	◎	含有量試験及び溶出試験を行ってください。	○	溶出試験を行ってください。
	●	「政令で定められた施設」から発生するもの場合は、溶出試験を行う必要があるかもしれません。また、発生工程から判断して混入のおそれがある場合は、溶出試験を行ってください。		
	◇	ダイオキシン類対策特別措置法で規定される特定施設から発生する場合等は、含有量試験を行う必要があります。		
	※1	発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行ってください。		
	※2	当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行ってください。	一部省略できる場合もあるので、事前に産業廃棄物対策課にお問い合わせください。	

○ 「一般性状試験の分析方法」

固型分	<ol style="list-style-type: none"> ① 容器に試料 a (g) [20~100gとする] を正確に計り取り、沸騰しないように注意して蒸発乾固させる。 ② 乾固させたものを 105~110℃で 2 時間乾燥させた後、デシケーター中で 30 分間放冷する。 ③ 容器に残留した物質の重量 b (g) を正確に求める。これを固型分の重量とする。 ④ 「固型分(%) = $b / a \times 100$」の式により、算出する。
水分	「水分(%) = 100 - 固型分(%)」の式により、算出する。
pH	試料 10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12 (ガラス電極法) に定める方法による。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (含油量)	<ol style="list-style-type: none"> ① 試料 a (g) をソックスレー抽出器に入れ、ヘキサンを用いて抽出し、この抽出液を検液とする。 ② 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」(昭和 49 年環境庁告示第 64 号) 付表 4 に定める方法により、検液のノルマルヘキサン抽出物質の重量 c (g) を求める。 ③ 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/kg) = $c / a \times 10^6$」の式により算出する。または、「含油量(%) = $c / a \times 100$」の式により算出する [搬入基準は 5%以下]。
熱しゃく減量	<ol style="list-style-type: none"> ① 固型分の測定操作で得られた乾燥後の試料 [重量 b (g)] を、電気炉にて 600±25℃で 3 時間強熱する。 ② 強熱後の試料をデシケーター中で放冷し、放冷後の試料の重量 d (g) を正確に求める。 ③ 「熱灼減量(%) = $(b - d) / b \times 100$」の式により、算出する。
不溶成分	<ol style="list-style-type: none"> ① 試料 a (g) を有姿のまま検液とし、孔径 1 μm のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態でもろ過できないものは、試料 10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する。 ② メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量 e (g) を正確に求める。 ③ これを不溶成分の重量とする。「不溶成分(%) = $e / a \times 100$」の式により、算出する。